

香取市テレワーク活用移住者奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に転入し、テレワーク（情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方で、自宅等で業務を行うものをいう。以下同じ。）を実施する労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）（以下「テレワーク活用移住者」という。）に対し、予算の範囲内でテレワーク活用移住者奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 奨励金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、テレワーク活用移住者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に転入し、住所を有する者（市から転出した日から1年以内に、市に再び転入した者を除く。）
- (2) 第5条第1項の規定による支給を受けた日から1年以上、市内に居住し、かつ、市内に住所を有することについて誓約した者
- (3) 香取市暴力団排除条例（平成24年香取市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身のテレワーク活用移住者 50,000円
- (2) 2人以上の世帯のテレワーク活用移住者 100,000円

(奨励金の申請)

第4条 奨励金の支給を受けようとする対象者は、香取市テレワーク活用移住者奨励金支給申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市内に転入した日から3箇月以内に市長に申請しなければならない。この場合において、同一の世帯に対象者が2人以上

いるときは、当該世帯に属する対象者のうち、いずれか1人のみ申請できるものとする。

- (1) テレワークの実施状況を証する書類
- (2) 第2条第2号の規定による誓約書（別記第2号様式）
- (3) 奨励金の振込を希望する金融機関口座確認書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（奨励金の支給）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、奨励金の支給の可否を決定し、当該申請者に香取市テレワーク活用移住者奨励金支給決定（却下）通知書（別記第3号様式）により通知するとともに、奨励金を支給するものとする。

2 奨励金の支給は、同一の者に対し1回限りとする。
（住所変更の届出）

第6条 前条の規定により奨励金の支給を受けた対象者（以下「支給対象者」という。）は、当該支給対象者に係る奨励金の支給の日から1年以内に第2条第1号に該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（支給決定の取消し）

第7条 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給対象者に係る奨励金の支給決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき。
- (2) 第2条第2号の誓約に違反したとき（死亡した場合を除く。）。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

（奨励金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励金が支給されているときは、期限を定めて、これを返還させることができる。

（その他）

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。